

## 3.2 事前調査に必要な資格（令和5年10月から施行）

関係規程：法第18条の15第1項 / （令和5年10月1日施行後の）法施行規則第16条の5 / 令和2年環境省告示第76号 / 国マニュアル「2.2.5.(3)」、「4.3.4」

令和5年10月以降、建築物の解体等工事の事前調査は、環境大臣が定めた資格者に行わせる必要があります。一方、工作物の解体等工事の事前調査については、有資格者による調査は義務付けられていません。

なお、令和5年10月の調査者の資格の義務付けより前においても、事前調査は有資格者に行わせることが望ましいとされています。



### ● 環境大臣が定めた資格者（令和2年環境省告示第76号、施行通知）

- ①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
  - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能）
- ②義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

### ● 建築物石綿含有建材調査者講習

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、以下のホームページに掲載されている講習機関へ直接問い合せください。



建築物石綿含有建材調査者講習（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html)

**よくある質問（Q&A）****【Q1】**

令和5年10月の調査者資格の義務付け前に石綿含有建材かどうかを事前調査していた場合でも、調査者資格の義務付け以降に工事着手する際には、改めて環境大臣が定めた資格者による事前調査を行う必要があるか。

**【A1】**

原則、そのとおりです。令和5年10月1日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を資格者が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえず、資格者に改めて事前調査を行わせる必要があります。ただし、資格者が義務付け前に事前調査を行った場合については、必ずしも改めての事前調査を行う必要はありません。

なお、資格者以外のものが過去に行った事前調査結果を、改めて事前調査を行う際に1つの参考資料として活用することは可能です。

**【Q2】**

資格者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。

また、事前調査結果の記録、説明、報告は資格者により行う必要があるか。

**【A2】**

事前調査の責任は元請業者（又は自主施工者）にあるため、元請業者等の責任において、事前調査を別会社に委託して行うことは問題ありません。

事前調査の実施は資格者である必要がありますが、記録、説明、報告は資格者でなくても構いません。

**【Q3】**

事前調査を元請業者の責任において外部に委託したいが、業者をどのように選定したらよいか。

**【A3】**

建築物石綿含有建材調査者やアスベスト調査診断協会への登録書等の有資格者による事前調査を委託したい場合は、石綿総合情報ポータル（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>）に掲載されている認定機関や一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（<https://www.nada20090620.com/member/>）に資格者を有する業者についてお問い合わせください。認定機関等によっては、資格者情報をホームページに掲載している機関もございますので、併せてご確認ください。